

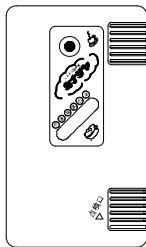
品名：カナリヤ

液化石油ガス警報器 取扱説明書(保証書付)

「高圧ガス保安協会」検定合格品

型式：KTS-P110B(有電圧出力端子付)

- この警報器(カナリヤ)は、液化石油ガス(LPガス・プロパンガス)専用ガス警報器です。
(以下、警報器と称します)都市ガスには、都市ガス用警報器をご使用ください。
- ご使用前にこの説明書をよくお読みのうえ正しくご使用いただくとともに、ガス事故防止のために、ガスの取扱いには一層のご注意をお願いします。
- この説明書には保証書が付いていますので取付け後も大切に保管してください。



※この警報器をご使用になる際、付属の点検ガスで作動テストを行い、警報ブザー音が自分の耳で聞き取れるか必ず確認してください。

△警告

- ①この警報器は、不完全燃焼および酸素欠乏による中毒防止用ではありません。
- ②この警報器は、浴室では絶対にご使用にならないでください。(漏電、感電の恐れがあります)

●販売店名(連絡先)

(販売店の名称・連絡先・住所・電話・FAX等を記入してください)

発売元：アズビル金門株式会社

本社／〒170-0004 東京都豊島区北大塚一丁目14番3号(大塚浅見ビル)TEL. 03-5980-3733

液化石油ガス用ガス警報器

保証書

品名 カナリヤ 型式 KTS-P110B

- このたびはガス警報器をお求めいただき誠にありがとうございました。
この製品は高圧ガス保安協会検定に合格したものであります。
従って正常な使用状態では故障の心配はありませんが、保証期間中万一異常を生じた場合は速やかに販売店に連絡し、本書を提示してください。
次の要領で下記の者が点検または交換いたします。
- ・保証期間 警報器本体正面の交換期限ラベルに記載された期限内
 - ・保証適用 取扱説明書に基づく正常な使用状態で製造上の責任による故障の場合は無償で交換します。
 - ・保証適用除外 裏面に記載してある事項の場合※
 - ・保守点検 警報器の異常等のお申出がありました際は無償で次の保守点検をいたします。ただし、集中監視型警報器については別途保守契約によります。
(1)標準点検ガス又は点検具(チェック)を使用しての作動テスト
(2)誤報発生の有無の確認(聴取による)
(3)設置場所の適否についての確認

(実施者)
販売店

〒

TEL

(販売店は必ず記入してください)

(保証者)
発売元

アズビル金門株式会社

〒170-0004 東京都豊島区北大塚一丁目14番3号(大塚浅見ビル)

TEL 03-5980-3733

QA9P2781

2019. 6. 2 K

もくじ

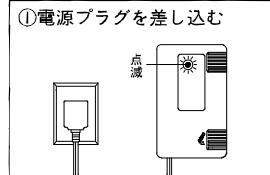
《警報器をご使用になる皆様へ》

(頁)

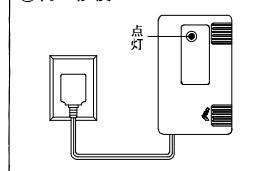
- ① 安全に正しくお使いいただくために 1
 - ② 安全のために必ずお守りください 2~4
 - A：ガスもれにより警報ブザーが鳴ったときはあわてず次の処置をしてください 2
 - B：ご使用上の注意事項 3・4
 - C：殺虫剤やペンキなどで警報ブザーが鳴った場合 4
 - ③ 警報器の取扱い方法 5
 - ④ 警報器の点検方法 6
 - ⑤ 交換期限 7
 - ⑥ アフターサービスについて 7
 - ⑦ 警報器のお手入れ方法 8
- 《販売店及び警報器をご使用になる皆様へ》
- ⑧ 各部の名称と働き 9
 - ⑨ 仕様・付属品・オプション 10・11
 - ⑩ 取付位置 11・12
 - ⑪ 取付方法 13・14
 - ⑫ 外部機器との接続方法 15・16
 - ⑬ 接続できる外部機器(型式) 16
 - ⑭ 簡易点検 17
 - ⑮ 保証書・警告表示ステッカーへ貴店名の記入 18
 - ⑯ お客様への説明 18
 - ⑰ 保管及び廃棄について 18
 - 本社・支店・営業所所在地 19

③ 警報器の取扱い方法

①電源プラグをコンセントに差し込む。
表示ランプ(赤)が点滅している間(約40秒間)は、警報器が作動状態に入る準備タイムです。この40秒間は、ガスがかからても警報ブザーは鳴りません。(停電復帰時も同様です)

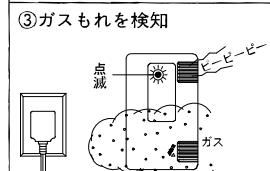


②約40秒後表示ランプ(赤)が点滅から点灯に変わり、常時ガスもれ検知可能な状態となります。
※簡易点検についてはP17をご参照ください。



③ガスもれを検知すると、表示ランプ(赤)が点滅に変わり、警報ブザーが鳴ります。

※ガスがなくなると、警報ブザーが鳴りやんで②の状態に戻ります。



④警報器が戸外ブザー・集中監視盤・しゃ断弁コントローラなどに接続されている場合、警報ブザーが鳴ると同時に信号(6V→12V)を出力し作動させます。(戸外ブザー・集中監視盤・しゃ断弁コントローラなどの取扱いについては、販売店へ問い合わせるか各機器の取扱説明書をご覧ください)



※停電時はガスもれを検知しません。

※警報器本体は多少暖かになりますが、異常ではありません。

※日常、警報器が作動状態にあることを示す表示ランプ(赤)が点灯していることを確認してください。

《警報器をご使用になる皆様へ》

① 安全に正しくお使いいただくために

警報器を正しくお使いいただくため、またお客様や他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、この取扱説明書にはいろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようにになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

| 表 示 | 意 味 |
|--------|---|
| ⚠ 危 險 | この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う危険が切迫して生じる場合が想定されることを表しています。 |
| ⚠ 警 告 | この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される場合を表しています。 |
| ⚠ 注意 | この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が傷害を負う可能性が想定される場合、および物的損害のみの発生が想定される場合を表しています。 |
| 🚫 | 一般的な禁止 |
| 🚫 火気禁止 | 火気禁止 |
| 🚫 触れるな | 触れるな |
| 🚫 分解禁止 | 分解禁止 |
| ❗ | 必ず行う |

— 1 —

④ 警報器の点検方法

次の方法で月1回程度点検してください。

①表示ランプ(赤)が点灯していることを確かめてください。

②付属の点検ガスのキャップを開け、先端を警報器の点検口に当ててください。

③点検ガスの容器を2~3回指で強くつまんでガスを吹きつけてください。

④表示ランプ(赤)が点滅に変わり、警報ブザーが鳴ります。

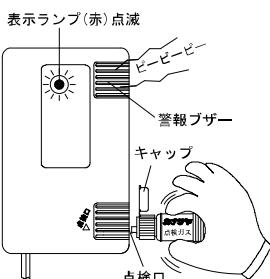
点検ガスの吹きかけをやめガスがなくなると表示ランプ(赤)の点滅が点灯に変わり、警報ブザーも鳴りやみます。

⑤点検ガスを吹きつけても、警報ブザーが鳴らないなどのときは、⑥アフターサービスについてをお読みください。

⑥点検ガスは蒸発しやすいので、使用後は点検ガスのキャップをしっかりと閉めてください。

⑦点検ガスを警報器本体の近くの目に付きやすいところに保管してください。

*販売店は2年に1回点検してください。



⚠ 注意

🚫 禁止 ①付属の点検ガス以外は、絶対に使用しないでください。

❗ 必ず行う ②小さなお子様のいるご家庭では、点検ガスは、お子様の手の届かないところ、また直射日光、高温、火気を避け保管してください。

・点検ガスが目に入った場合はすぐ水で目を洗い、異常を感じた場合は医師の指示を受けてください。
・誤って、飲み込んだ場合はすぐに医師の指示を受けてください。
・点検ガス容器内の固形物(青色)の成分は次の通りです。(毒性はありません)

| | |
|------------------|-----------------|
| 固形エチルアルコール……約80% | エチルシリケート……約10% |
| 水分、その他…………約4% | 着色剤……フタロシアニンブルー |



③点検ガスがなくなりましたら、販売店でお求めください。

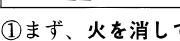
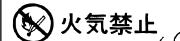
— 6 —

② 安全のために必ずお守りください

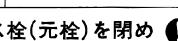
A: ガスもれにより警報ブザーが鳴ったときは、あわてず次の処置をしてください

⚠ 危 険 火花などにより爆発の恐れがありますので次のことは絶対にしないでください。

①マッチ、ライターなど火気は使用しない。



②電気製品、換気扇、扇風機などのスイッチに絶対触れない。



③電源プラグの抜き差しはしない。



コンセント

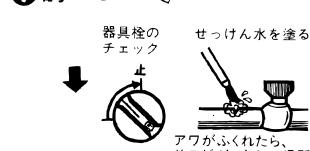
①まず、火を消してガス栓(元栓)を閉めてください。



②ドアや窓を静かに開けて自然換気をしてください。もれたガスは空気より重いため、室内の下の方にたまっていますので、空気が流れるようにドアや窓を開けてください。



③ガスがなくなれば、警報ブザーは自動的に鳴りやみますので、鳴りやんでからガスもれの箇所を点検してください。
注) ガスもれの原因として、点火ミス、立ち消え、器具栓が完全に閉まっていないことや、ゴム管のひび割れ等が考えられます。



④警報ブザーが鳴りやまないとき、または、警報ブザーが鳴りやんでもガスもれ箇所がわからないときは、ただちに販売店に連絡してください。



— 2 —

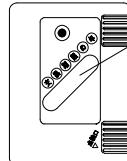
⑤ 交換期限

この警報器の交換期限は、本体正面の「交換期限表示部」に記載されています。交換期限が過ぎたものは保証いたしかねますので、必ず新しい警報器とお取替えください。

● 交換期限表示部の見方

交換期限ラベルの記載例(西暦2025年までの例)

交換期限の年
2025年



*交換期限の表示は、西暦で記載しております。

⑥ アフターサービスについて

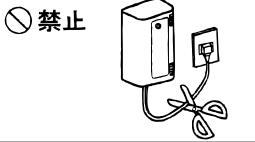
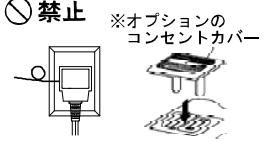
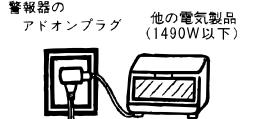
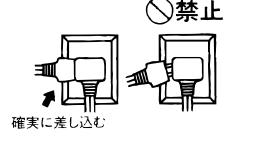
①点検を依頼される前にこの取扱説明書をよくお読みのうえ、次の点検と処置をしていただき、なお異常があるときは販売店にお申しつけください。

| 症 状 | 原 因 | 処 置 |
|-----------------------|----------------------------|-------------------|
| 表示ランプ(赤)が点灯していない | ・電源プラグがはずれている | 電源プラグをコンセントに差し込む |
| | ・停電 | |
| 点検ガスで警報ブザーが鳴らない | ・電源ブレーカーが切れている | 電源ブレーカーを入れる |
| | ・点検口を間違えている | 正しい位置で点検 |
| ガスもれの様子がないのに警報ブザーが鳴った | ・点検ガス容器内に固形物(青色)がない | 新しい点検ガスを販売店で買い求める |
| | ・近くでスプレー、殺虫剤、ペンキ、シンナーなどを使用 | |
| | ・酒、みりんなどの濃い蒸気がかった | ドアや窓を開け自然換気する |
| 濃厚なタバコの煙などがかった | ・水分、その他…………約4% | |
| | 着色剤……フタロシアニンブルー | |
| | 1 本当に量は、約3gです。 | |

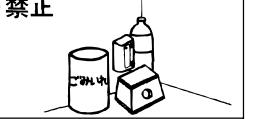
②万一異常が生じた場合は、速やかに販売店に連絡し、添付の保証書をご提示ください。保証書の記載内容に基づき販売店で点検または交換いたします。

— 7 —

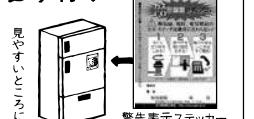
B: ご使用上の注意事項

| | | |
|---|---|--|
| △ 警告 | | |
| ①通電中の電源コードは切斷しないでください。また電源コードを傷付けたり、加工したり、無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったり、重い物を載せたり、はさみ込んだりしないでください。(感電する恐れがあります) | ⑥ 禁止  | ⑥ 禁止  |
| ②予備コンセントにピンや針金などの金属物や、異物を入れないでください。 (感電する恐れがあります) ※オプションのコンセントカバーを使用することにより、思いがけない事故による感電やショートなどを防いでくれます。 (誤飲する恐れのある場合は使用しないこと) | ⑦ 禁止  | ⑦ 禁止  |
| ③警報器以外の電気製品の電源を同じコンセントからとる場合は、警報器の電源プラグの予備コンセント(アドオンプラグ)をご利用ください。ただし、接続できる電気製品の消費電力は、交流100Vで1490W以下です。1490Wを超えると電源プラグ及び電源コードが焼損し、火災発生の恐れがあります。また、接続した電気製品の電源プラグが確実に差し込まれていない場合も、発熱し火災の原因になります。※ショートコード(長さ約35cm)には予備コンセントはありません。 | 警報器のアドオンプラグ  | 他の電気製品(1490W以下)  |
| ④警報器の電源プラグは常に通電している交流100V専用コンセントに接続し、電源プラグを抜かないでください。(抜くとガスがもれていても警報しません) | ⑧ 禁止  | |
| ⑤警報器は絶対に分解改造しないでください。また、落下させたり衝撃を与えるような取扱いはしないでください。(故障の原因となります) | ⑨ 分解禁止  | |

— 3 —

| | |
|---|--|
| ⑥警報器の前に物を置いたり、取付けたりしないでください。(警報しない場合があります) | ⑩ 禁止  |
| ⑦警報器の取付位置を移動させないでください。取付位置を変える必要が生じた場合は、販売店に依頼してください。 | ⑪ 移動禁止  |

△ 注意

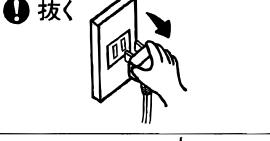
| | |
|---|--|
| ①警告表示ステッカー「警報器が鳴ったら」をよくお読みのうえ、警告表示ステッckerは必ず目につく場所に貼ってください。また、警告表示ステッckerに緊急時の連絡先の名称(販売店名など)・電話番号が記入されているか確かめてください。 | ⑫ 必ず行う  |
| ②警報器の交換期限が過ぎていないか確認してください。交換期限が過ぎたものは保証致しかねますので、必ず新しい警報器にお取り替えください。 (交換期限は西暦で表示しております) | ⑬ 必ず行う  |

C: 殺虫剤やベンキなどで警報ブザーが鳴った場合

| | |
|--|---|
| △ 注意 | ガスもれ以外でも次のような場合、警報ブザーが鳴ることがあります。すぐ鳴りやまますので警報器の電源プラグは抜かないでください。(不具合の原因となりますので、ドアや窓を開け、自然換気を十分に行ってください) |
| ①殺虫剤、化粧品などのスプレーを警報器の近くで使用したとき ②シンナー、ベンキなど可燃性の溶剤や塗料を警報器の近くで使用したとき ③ミリン、しょう油、ワイン、酒などの濃い蒸気がかかったとき ④濃厚なタバコの煙などがかかったとき |  |

— 4 —

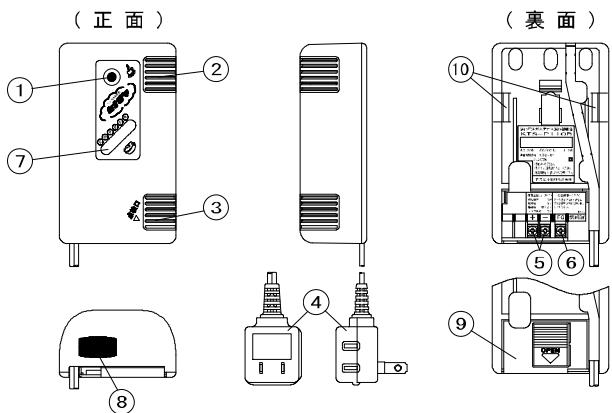
7 警報器のお手入れ方法

| | |
|--|--|
| ① 必ず行う | お手入れする前に販売店へご連絡ください。 |
| △ 警告 | |
| ①お手入れの際は、必ず電源プラグをかわいた手で持ちコンセントから抜いてください。ぬれた手で抜き差ししないでください。 (感電やけがの恐れがあります) | ② 抜く  |
| ②電源プラグの刃および刃の取り付け面のゴミやホコリをかわいた布でよくふいてください。トラッキング現象により火災の原因になります。(トラッキングとは、プラグの刃の間にたまつたゴミやホコリが長い間に炭化し、通電・発火する現象です) | ③ 必ず行う  |
| △ 注意 | |
| ③警報器の表面が汚れた場合、水または石けん水を浸した布をよく絞ってからふきとってください。ふき終わったら電源プラグを入れ、④警報器の点検方法にしたがって動作の確認をしてください。(内部に水が浸入しないよう注意してください) ※中性洗剤を使ったときは、しばらく警報ブザーが鳴りやまないことがあります。 | ④ 必ず行う  |
| ④ベンジン・シンナーなどの薬剤はご使用にならないでください。警報器本体の表面が傷ついたり、故障の原因となります。 | ⑤ 禁止  |

— 8 —

《販売店及び警報器をご使用になる皆様へ》

⑧ 各部の名称と働き



- ①表示ランプ(赤)……電源を入れると点滅します。
約40秒後に点灯に変わります。
ガスを検知しガス濃度が警報設定値に達すると点滅します。
- ②警報ブザー部……ガスを検知しガス濃度が警報設定値に達すると「ピーピーピー」とブザー音が鳴ります。
- ③ガス検知部……ガスを検知します。また点検時のガス注入口となります。
- ④電源プラグ……予備コンセント(アドオンプラグ)は交流100Vで消費電力1490W以下の電気製品に使用できます。
※ショートコード(長さ約35cm)には予備コンセントはありません。
- ⑤外部出力端子……戸外ブザー、集中監視盤、しゃ断弁コントローラ等に接続する(有電圧出力)
るときに使用します。
- ⑥共通線端子(FG)……共通線端子(FG)に接続するときに使用します。
- ⑦交換期限表示部……交換期限が記載されています。
- ⑧検定合格証……高圧ガス保安協会の合格シールです。
- ⑨端子カバー……出力端子を保護します。
- ⑩取付金具引掛け部……取付金具のフックを引掛けける溝孔です。
- ※警報設定値：液化石油ガス(LPガス・プロパンガス)の爆発下限界濃度の1/100以上1/4以下です。
※爆発下限界濃度：ガスが空気中に混ざり熱や火によって爆発する最小のガス濃度のことです。

- 9 -

⑫ 外部機器との接続方法

この警報器の外部出力は有電圧出力であり戸外ブザー・集中監視盤・しゃ断弁コントローラなどの外部機器に接続でき、警報器の警報ブザーが鳴ると同時に信号(6V→12V)を出力し接続されている外部機器を作動させます。

この出力を利用できる外部機器は⑬接続できる外部機器を参照してください。また、ご利用にならなくても警報器単体で使用できます。

! 危険

雷が発生しているときは、結線工事をしないでください。(感電する恐れがあります)

! 注意

- ①有電圧出力をマイコンメータの「ケイホウ」端子に直接接続しないでください。マイコンメータの「ケイホウ」は無電圧入力となっており、マイコンメータによっては遮断することがあります。
- ②共通線端子(FG)は、システムにより使用方法が異なりますので、ガス事業者と充分打合せのうえ、使用してください。
- ③共通線端子(FG)はアース接地用端子ではありません。

(○) 禁止 大地接地はしないでください。

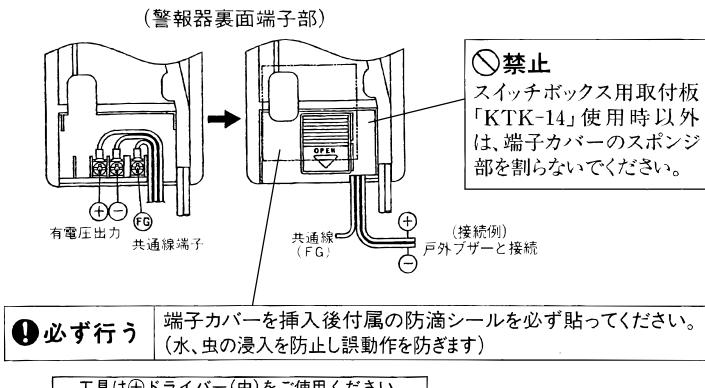
- ④外部出力端子には極性(+)、(-)がありますので、注意して確実に接続してください。
- ⑤端子ネジの締めすぎに注意してください。
- ⑥別の種類の端子ネジは使用しないでください。

⑨ 仕様・付属品・オプション

仕 様

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 型 式 | KTS-P110B | |
| 対 象 ガス | 液化石油ガス(LPガス・プロパンガス) | |
| 警 報 ガス 濃 度 (警報設定値) | 爆発下限界濃度の1/100以上1/4以下 (0.45%以下) | |
| 警 報 方 式 | 即時警報型自動復帰式 | |
| ガス漏れ警報・表示 | 圧電ブザー断続音70dB(1mにて)以上 表示ランプ(赤)点滅 | |
| 応 答 速 度 | 30秒以内 | |
| 通電初期警報防止回路の作動時間 | 電源通電後及び停電復帰後約40秒間 表示ランプ(赤)点滅 | |
| 外 部 出 力 | 有電圧出力 監視時(通常時) 直流 6 V 警 報 時 直流約12V 電 源 断 時 直流 0 V 共通線端子(FG)付 | |
| 検 知 方 式 | 接触燃焼式 | |
| 電 源 | 交流100V±10% 50/60Hz | |
| 消 費 電 力 | 1.2W | |
| 使 用 温 度 範 囲 | -10~+40°C | |
| 外 形 尺 法 | 高さ120×幅70×奥行40(mm) | |
| 質 量 (重 量) | 約260g | |
| 電 源 コ ー ド | 長さ約2.5m(予備コンセント付プラグ) または約35cm(予備コンセントプラグなし) | |

- 10 -



● 必ず行う 端子カバーを挿入後付属の防滴シールを必ず貼ってください。
(水、虫の浸入を防止し誤動作を防ぎます)

工具は④ドライバー(中)をご使用ください。

⑬ 接続できる外部機器(型式)

詳しい説明はそれぞれの取扱説明書をご覧ください。

1. 戸外ブザー

- KTS-61

2. 集中監視盤

- KTK-60B₂~3000B₂

3. しゃ断弁コントローラ

- VAC-200P・201P・210P・211P・300P・310P
- KCV-20C

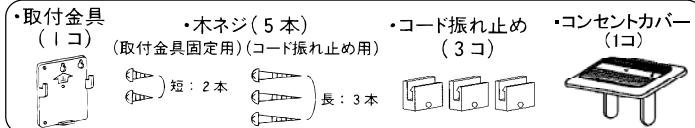
- 15 -

- 16 -

付属品



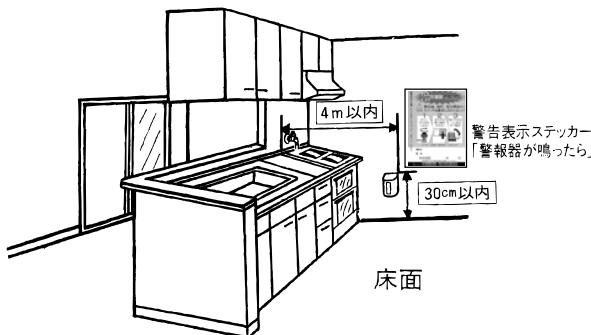
オプション



10 取付位置 (取付位置の選定は販売店におまかせください)

注意

- ①LPガス(プロパンガス)は空気より重く、下の方にたまりますので、床面から警報器の上面まで30cm以内の高さに取付けてください。
②ガスもれを検知したい部屋の中で最も遠いところのガス器具やガス栓(元栓)より水平距離で4m以内の場所に取付けてください。



- 11 -

14 簡易点検(電源投入後、初期鳴動防止時間(約40秒) 終了時から約3分間だけの機能です)

点検ガスを検知してから各警報動作までの時間(遅延時間)が短くなるため、点検が容易になります。

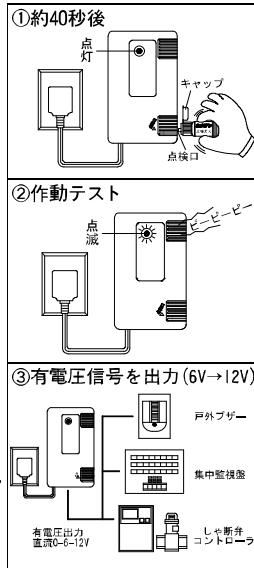
①初期鳴動防止時間約40秒後表示ランプ(赤)が点滅から点灯に変わった後、約3分間は簡易点検になります。
付属の点検ガスを警報器の点検口に吹きつけてください。

②表示ランプ(赤)が点滅に変わり、点滅が10秒以上続くと警報ブザーが5秒間鳴ります。
ブザーが鳴ったら吹きつけを終了してください。

③警報器が戸外ブザー・集中監視盤・しゃ断弁コントローラなどに接続されている場合、警報ブザーが鳴ると同時に信号(6V→12V)を1分間出力します。

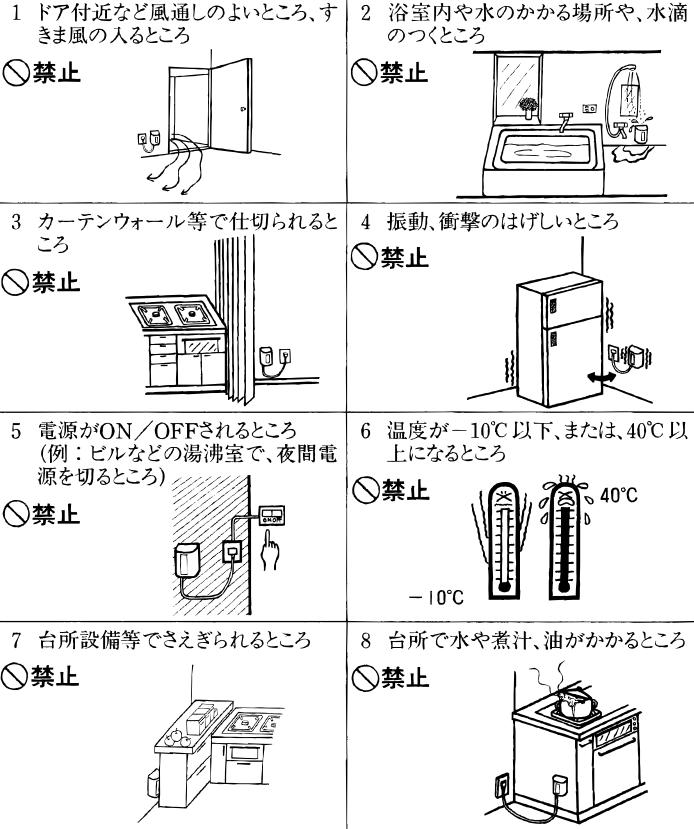
*集中監視盤などに接続されている場合、ガス事業者まで情報が入りますのでご注意ください。

約3分の簡易点検時間をオーバーすると、通常の点検方法になります。



△注意

- ③警報器は次のようなところに取付けないでください。警報しない原因や、故障の原因になります。



- 12 -

15 保証書・警告表示ステッカーへ貴店名の記入

販売店の方は、次の事項を必ず行ってください。

| | |
|--------------|---|
| !必ず行う | ①取扱説明書・保証書の所定の欄に貴店の名称・所在地・郵便番号・電話番号をはっきりと記入してください。 ②警告表示ステッcker「警報器が鳴いたら」の所定の欄に貴店の名称と電話番号をはっきりと記入してください。 |
|--------------|---|

*警告表示ステッcker「警報器が鳴いたら」の見本は、②B:ご使用上の注意事項(4頁)または④仕様・付属品(11頁)を参照してください。

16 お客様への説明

販売店の方は、お客様に次の事項を説明のうえ、ご理解を得てください。

| | |
|--------------|---|
| !必ず行う | ①この説明書をよくお読みのうえ、正しく使用していただくこと。 ②この説明書には、保証書が付いているので、大切に保管していただきこと。 ③添え付けの警告表示ステッcker「警報器が鳴いたら」をよくお読みのうえ、目につく場所に忘れずに貼っていただくこと。 ④マイコンメータ等の外部機器と接続した場合の動作説明をしていただくこと。 |
|--------------|---|

17 保管及び廃棄について

販売店の方は、次の事項を必ず行ってください。

| | |
|--------------|--|
| !必ず行う | ①保管について ・室温-10~+40°Cで湿気の少ないところ。 ・直接、日光の当たらないところ。 ・保管期間は6ヶ月以内としてください。 ②廃棄について ・産業廃棄物として処理してください。 |
|--------------|--|

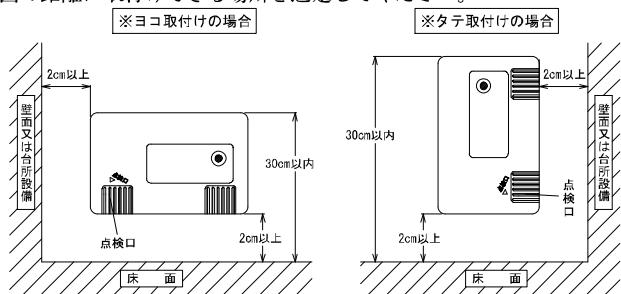
- 17 -

- 18 -

⑪ 取付方法（取付けは販売店におまかせください）

この警報器は、取付場所に応じてタテ、ヨコどちらでも取付けられます。

①取付位置の①～③をよくお読みのうえ床面及び壁面又は台所設備から下図の距離に取付けできる場所を選定してください。



※警報器の点検口を床面(下)の方にしてください。

②既存の取付金具を使用する場合

取付金具が腐食していないか、ネジにゆるみなどがないか確認してください。

③オプションの取付金具を使用する場合

(1)取付場所の壁面の材質、強度及び交流100Vのコンセント位置を確認してください。

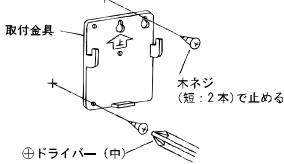
※壁面の材質がタイル、コンクリートなどの場合には、別売のカールプラグが必要です。

※JIS C 8340の1ヶ用スイッチボックスに取付ける場合には、別売の専用取付板「KTK-14」が必要です。

(2)取付金具を同梱の木ネジ

(短: 2本)で壁面に確実に取付けてください。

※取付工具は⊕ドライバー(中)をご使用ください。



| | |
|--|--|
| | 取付金具は両面テープで取付けないでください。 (落下防止のため) |
| | 警報器を床に置かないでください。 (水等がかかった場合、故障の原因となります) |

- 13 -

本社・支店・営業所所在地

この警報器について、お気付きの点や不明の点がありましたらお買求めの販売店または、お近くのアズビル金門(株)までご連絡ください。

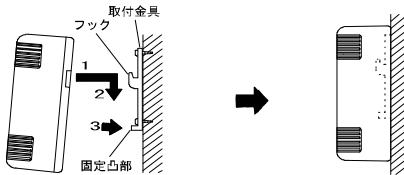
お問い合わせ先

azbil アズビル金門株式会社

本社 〒170-0004 東京都豊島区北大塚一丁目14番3号(大塚浅見ビル) ☎(03)5980-3733

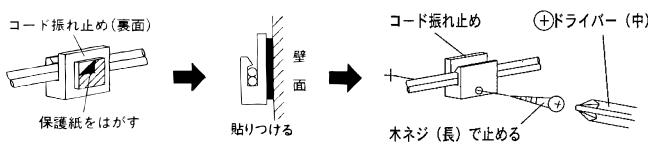
| | |
|---------|---|
| 北海道支店 | 〒007-0803 札幌市東区東苗穂三条三丁目2番7号 ☎(011)783-0505 |
| 釧路営業所 | 〒085-0054 釧路市曉町12番地3-9 ☎(0154)24-3111 |
| 東北支店 | 〒980-0811 仙台市青葉区一番町一丁目9番1号(仙台トラストタワー) ☎(022)227-1535 |
| 北東北営業所 | 〒020-0807 盛岡市加賀野三丁目10番1号 ☎(019)625-2094 |
| 福島営業所 | 〒960-8163 福島市方木田字谷地17番地9 ☎(024)545-3411 |
| 青森営業所 | 〒030-0902 青森市合浦一丁目10番3号 ☎(017)742-4379 |
| 秋田営業所 | 〒010-0951 秋田市山王六丁目9番25号(山王SEビル) ☎(018)896-5980 |
| 北関東支店 | 〒376-0035 桐生市仲町三丁目6番32号 ☎(0277)46-2271 |
| 新潟営業所 | 〒950-0951 新潟市中央区鳥屋野二丁目5番37号 ☎(025)285-5131 |
| 長野営業所 | 〒381-0012 長野市柳原2362番17 ☎(026)295-2001 |
| 東京支社 | 〒170-0004 東京都豊島区北大塚一丁目14番3号(大塚浅見ビル) ☎(03)5980-5032 |
| さいたま営業所 | 〒338-0004 さいたま市中央区本町西四丁目18番1 ☎(048)762-7068 |
| 千葉営業所 | 〒260-0014 千葉市中央区本千葉町1番1号(日土地千葉中央ビル) ☎(043)201-7271 |
| 神奈川営業所 | 〒243-0432 海老名市中央2丁目9番50号(海老名ブレイバタワー) ☎(046)233-1725 |
| 静岡営業所 | 〒420-0853 静岡市葵区追手町5番4号(アーバンネット静岡追手町ビル) ☎(054)254-2055 |
| 名古屋支店 | 〒460-0024 名古屋市中区正木三丁目5番27号 ☎(052)339-0336 |
| 北陸営業所 | 〒920-0869 金沢市上堤町3番21号(金沢野村證券ビル) ☎(076)232-5610 |
| 大阪支店 | 〒577-0013 東大阪市長田中一丁目4番17号(長田センタービル) ☎(06)4308-8508 |
| 中四国支店 | 〒732-0052 広島市東区光町一丁目10番19号(日本生命広島光町ビル) ☎(082)263-1971 |
| 岡山営業所 | 〒700-0976 岡山市北区辰巳419番2 ☎(086)241-8511 |
| 四国営業所 | 〒760-0018 高松市天神前10番12号(香川天神前ビル) ☎(087)861-2330 |
| 九州支店 | 〒812-0044 福岡市博多区千代一丁目17番1号(パビヨン24) ☎(092)633-2811 |
| 鹿児島営業所 | 〒890-0053 鹿児島市中央町1番地1(鹿児島中央第一生命ビル) ☎(099)214-4610 |
| 沖縄営業所 | 〒900-0033 那覇市久米二丁目18番5号(エステート・ピークル) ☎(098)867-4855 |

④警報器の裏面にある取付金具引掛け部を取付金具のフックに合わせ下方に押し下げ、さらに取付金具下部の固定凸部に警報器を押しつけて外れないことを確認してください。



⑤オプションのコード振れ止めを使用する場合

電源コードを固定する場合は、オプションのコード振れ止めを使用してください。電源コードをコード振れ止めにはめ込み裏面の保護紙をはがして壁面に仮止めし、同梱の木ネジ(長)で固定してください。



警 告

延長コードに電源プラグを接続する場合、延長コードのプラグおよび電源プラグに水がかからないようにしてください。
(火災につながる可能性があります)

電源コードを傷つけたり、破損したり、加工しないでください。また、重いものを載せたり引っ張ったり、無理に曲げたりすると、電源コードをいため、火災や感電の原因になります。

注 意

ステップルまたは、釘などは使用しないでください。
(電気設備技術基準で禁止されています)



- 14 -

※保証適用除外

この製品は保証期間内でも次のような場合、交換は有償となります。

- (1)使用者の故意または、不注意によって生じた故障または損傷
- (2)火災、天災、異常電圧、異常温度、異常雰囲気等の不可抗力による故障または損傷
- (3)屋外、高温多湿等著しく不適当な場所および浴室に取付けた場合
- (4)液化石油ガス以外のガス、水や煮こぼれ、油等の液体、動植物による故障または損傷
- (5)その他使用上の誤り、分解、改造されたもの、衝撃等による故障または損傷
- (6)本書の提示がない場合 ただし、本書は日本国内のみ有効です
- (7)本書に、販売店名の記入のない場合
- (8)その他製造業者の責任によらない汚損、故障または損傷
- (9)高圧ガス保安法に基づいて設置された警報器の場合

※お願 い

- (1)警報器の作動確認は、付属の点検ガスで点検してください。
- (2)本書は再発行いたしませんので、紛失しないよう大切に保管してください。
- (3)交換期限を過ぎたものは保証いたしません。警報器は安全を守るためにものですので、必ず新しいものとお取り替えください。

この保証書は、お客様の民法又は商法上の権利を制限するものではありません。また、警報器についてご不明の場合は、お求めの販売店、または発売元にお問い合わせください。

| | |
|-----|-----------|
| お客様 | お名前 |
| | 〒□□□-□□□□ |
| | ご住所 |
| 電話 | |

KTS-P110B

- 19 -